

氷山の一角!? 『ネットいじめ』 目の届かないところで広がる「いじめ」

全国の小中高校で約10万件にのぼっているいじめの認知件数のうち、「ネットいじめ」は全体の約6% (2007年度問題行動調査) にとどまっていますが、携帯電話を介したネットトラブルが後を絶ちません。

子どもの安全・安心を守るため、『保護者が必ずやらなければならないこと』

☆携帯電話は、理由がない限り、ゼッタイに持たせない!

- ・防犯用ならば、通話機能と簡易メールで十分です。
- ・携帯キャリアが同一であれば、インターネット契約をしなくても簡易メールは利用可能です。
- ・携帯でなくとも、子どもの居場所を確認できるGPS端末もあります。

☆もし持たせる場合には、責任をもって管理する!

- ・フィルタリングを必ず利用させましょう。
- ・パケット定額制(※)は使わせないようにしましょう。
- ・親子でルールを作りましょう。(例:〇時以降は使わない等)

☆親子で情報モラルを学ぶ!

※携帯電話のパケット通信料を、送受信データ量に関わらず一定とする料金制度。料金を気にせずインターネットが利用できるため、使いすぎやケータイ依存になりやすいという指摘があります。

そして、普段から何でも話せる

温かな家庭の雰囲気をつくることが何よりも大切なことです!

保護者がやらなくて、誰がやる! 家庭で必要な子どもへのアプローチ

○保護者として、子どもを守るためにも、子どもの携帯電話やインターネットの使い方に関心を持ち、利用の実態に目を向けなければいけません。

下記のチェックリストは基本的な「子どもへのアプローチ」です。確認してみましょう。

No.	チェック項目	チェック!
①	家庭での会話を大切に、友だち関係など学校の様子について、何でも言える雰囲気をつくっていますか。	
②	自分や他人の個人情報をネット上に記載することの危険性を子どもと確認していますか。	
③	子どもに携帯電話を与える前に、何のために必要なのかを子どもと一緒に話し合っていますか。	
④	子どもと話し合っ、携帯電話やインターネットを使うルール(約束事)をつくっていますか。	
⑤	利用料金だけでなく、利用時間やどのようなサイトにアクセスしているかを把握していますか。	
⑥	依存的・中毒的に携帯電話のメールのやり取りをしていませんか。	
⑦	パソコンは、子どもだけが使う部屋に置かず、保護者の目の届くところにありますか。	
⑧	子どもにクレジットカードの番号を教え、ネットショッピングを親の許可なく自由にできるようにしていませんか。	
⑨	子どもがネット上に心ない悪口を書き込まれて、悩んでいませんか。	
⑩	問題が生じたときの相談窓口を知っていますか。	

サイバー犯罪の被害にあったり、 あいさうになったときの相談

栃木県警察 サイバー犯罪対策
<http://www.pref.tochigi.lg.jp/keisatu/seikatu/nethanzai.html>
 サイバー犯罪相談窓口(県民相談室)
 028-627-9110または#9110

ホットほっと電話相談〈保護者専用〉 家庭教育ホットライン

ひとりで なやむな
 電話相談: 028-665-7867
 メール相談: <http://www.hothotmail.jp>
 秘密は絶対に守ります。



ホームページや掲示板に他人の個人情報や悪口を掲載した場合、損害賠償請求などの法的手段や名誉毀損の犯罪として被害を訴えられることがあります。たとえ悪気がなくても本人に許可なく個人情報を公開したり、他人を誹謗中傷する^{ひぼう}ような情報を書き込むといった行為は、**深刻な人権侵害**です。